



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年12月15日金曜日 第469号

◇ 目 次 ◇ 告 示

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（3件）.....（経営支援課）...1309
 急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）...1310
 道路の区域変更（県道美川小田線）.....（中予地方局久万高原土木事務所）...1311
 道路の区域変更（県道宇和島下波津島線）.....（南予地方局管理課）...1311
 道路の区域変更（県道石畳中山線外）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1311

選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数.....（選挙管理委員会）...1311

告 示

○愛媛県告示第1258号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
松山三越・ファッションタウン アヴァ	松山市一番町三丁目1番地1 外	大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸 松山総合開発株式会社 代表取締役 宮崎 修一	株式会社三越伊勢丹 代表取締役 細谷 敏幸 松山総合開発株式会社 代表取締役 河野 治広	令和5年 6月29日	令和5年 12月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社松山三越 ほか23者	株式会社松山三越 ほか21者		

○愛媛県告示第1259号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
エーマックス愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791番地1 外25筆	大規模小売店舗の名称	エーマックス愛南店・ローソン愛南町平城西店	エーマックス愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	令和6年 6月1日	令和5年 12月1日
		大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社エースワン 高知県高知市薮野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽	株式会社エースワン 高知県高知市薮野南町28番12号 代表取締役 中山 太陽 DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目22番7号 代表取締役 石黒 靖規		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1260号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
エーマックス愛南店・DCM愛南店・ローソン愛南町平城西店	南宇和郡愛南町御荘平城791番地1外25筆	駐輪場の位置及び収容台数	211台	20台	令和6年6月1日	令和5年12月1日
		荷さばき施設の位置及び面積	311.1平方メートル	428.1平方メートル		
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	184.31立方メートル	208.07立方メートル		
		大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	株式会社エースワン 午前7時から午後10時まで 小売業者未定 24時間	株式会社エースワン 午前7時から午後10時まで DCM株式会社 午前7時から午後10時まで 小売業者未定 24時間		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに愛南町役場において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1261号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

鹿野川A地区（追加）

急傾斜地崩壊危険区域の指定（昭和52年3月愛媛県告示第336号）鹿野川Aの項（以下、「鹿野川Aの項」という。）で指定した標柱4号と標柱5号を結んだ線、標柱5号と次に掲げる地番の土地に存する標柱10号を市道ダム河辺橋線西側官民境界線で結んだ線及び標柱10号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱12号と鹿野川Aの項で指定した標柱4号を結んだ線に囲まれた区域

市町		大字	地番	標柱
大洲市	肱川町	山鳥坂	138番	10号

		139番	11号
		137番1	12号

○愛媛県告示第1262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	美川小田線	上浮穴郡久万高原町大川1991番10から 同町大川1991番1地先まで	旧	メートル 5.5～9.5	キロメートル 0.009	
		上浮穴郡久万高原町大川1991番10から 同町大川1991番11まで	新	6.3～9.5	0.009	

○愛媛県告示第1263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	宇和島下波津島線	宇和島市津島町北灘甲2303番地先から 同町北灘甲2303番2まで	旧	メートル 5.7～16.2	キロメートル 0.023	
		宇和島市津島町北灘甲2303番から 同町北灘甲2298番3まで	新	12.6～26.3	0.023	

○愛媛県告示第1264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和5年12月15日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	石畳中山線	喜多郡内子町袋口2827番2から 同町袋口2829番まで	旧	メートル 8.1～17.2	キロメートル 0.099	
			新	8.1～32.9	0.099	
"	大瀬川中線	喜多郡内子町川中794番から 同町川中783番4まで	旧	4.3～16.9	0.078	
			新	4.3～42.9	0.078	
"	"	喜多郡内子町川中723番8から 同町川中720番2まで	旧	4.2～6.5	0.132	
			新	8.6～30.0	0.132	

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第

1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和5年12月15日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚岩男

- 1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数
- (1) 選挙権を有する者の総数 1,118,817
 - (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,377
 - (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 239,853
- 2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数 (松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,861	14,287
南宇和郡	17,227	5,743
松山市・上浮穴郡	429,494	138,249
今治市・越智郡	132,751	44,251
宇和島市・北宇和郡	71,526	23,842
八幡浜市・西宇和郡	34,242	11,414
新居浜市	96,378	32,126
西条市	88,086	29,362
大洲市・喜多郡	47,588	15,863
伊予市	30,235	10,079
四国中央市	70,311	23,437
西予市	30,181	10,061
東温市	27,937	9,313